

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外

市原市	○・六四	市原市所在の干害防備保安林
君津市	○・一四	君津市所在の干害防備保安林
富津市	三・四八	富津市所在の干害防備保安林
鴨川市	一・六四	鴨川市所在の干害防備保安林
夷隅郡大多喜町	○・二〇	夷隅郡大多喜町所在の干害防備保安林
南房総市	一・八〇	南房総市所在の干害防備保安林
夷隅郡大多喜町	○・六八	夷隅郡大多喜町所在の保健保安林
勝浦市	三・〇六	勝浦市所在の保健保安林
君津市	九五・一二	君津市所在の保健保安林
市原市	一〇・八六	市原市所在の保健保安林
富津市	一〇・四四	富津市所在の保健保安林

保安林の令和七年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和七年九月一日

単位区域名		皆伐面積の限度 (ヘクタール)		備考	
利根川下流	○・六〇	八街市所在の水源かん養保安林			
夷隅川	五・一二	東金市及び旭市所在の水源かん養保安林			
九十九里	五九・六六	勝浦市並びに夷隅郡大多喜町（旧老川村の区域を除く。）及び御宿町所在の水源かん養保安林			
安房地区	一三四・八六	館山市、鴨川市（大字四方木の区域を除く。）及び南房総市所在の水源かん養保安林			
小櫃川	一六七・九三	南房総市竹内所在の土砂流出防備保安林			
小糸川（湊川）	二〇一・四〇	木更津市及び君津市（旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。）及び鴨川市四方木所在の水源かん養保安林			
養老川	五七・五一	君津市（旧上総町及び旧小櫃村の区域を除く。）及び富津市所在の水源かん養保安林			
林	市原市大久保字大作所在の土砂流出防備保安	市原市及び夷隅郡大多喜町（旧老川村の区域に限る。）所在の水源かん養保安林			
○・七六					

購読料

本号

一部

六円

発行

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

○四三(二二三)二六五八
千葉県